

令和6年度弥富市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

弥富市は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、障がい者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達を推進するための方針を策定する。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、各種行政委員会事務局とする。

3 対象事業者

この方針により、物品等を調達する対象事業者は、県内に住所を有する次に定める障がい者就労施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法により必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

- ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

繊維製品、雑貨、食料品等の物品及び印刷、清掃、クリーニング、軽作業（シール貼り、袋詰め、図書の返却作業等）等の役務で障がい者就労施設等が受注することが可能なもの。

5 物品等の調達目標

対象となる物品等の種別ごとに、前年度の実績額を上回ること。

6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等が提供する物品等の情報については、情報収集を行い、この情報をもとに、各部局等に対して情報提供を行う。
- (2) 市が調達を予定する物品等については、可能な限り事前に市ホームページ等を通じて障がい者就労施設等に情報提供を行う。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめを行い、市ホームページ等で公表する。

8 その他

この調達方針に定めるもののほか、この調達方針の実施に関し必要な事項は、市長が定める。